

商店街人材ネットワーク構築等事業業務委託仕様書

本仕様書は、商店街人材ネットワーク構築等事業業務委託について、長崎県中小企業団体中央会（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対する委託業務内容を示すものである。

1. 事業の目的

力強い地域商業の創出のため、モデルとなる県内商店街が抱える課題の解決のため実践を通して、モデル事例の横展開及び商店街人材や若者等の外部人材によるネットワーク構築を図ることを目的とする。

実践に向けては、長崎県が選定するモデル商店街のうち「川棚栄町商店街協同組合（代表理事：河野孝通、住所：東彼杵郡川棚町百津郷364-185）」に、長崎県内全域から商店街活性化に意欲ある人材（以下、商店街人材という。商店街で活動をしている人材に加え、商店街活性化に意欲ある若者や活動のフィールドを求める団体等の外部人材、商工団体や市町の担当職員なども対象とする。）の参画を促し、商店街人材を対象にした商店街活性化の手法を学ぶケーススタディ（以下、ケーススタディという。）を実施する。ケーススタディを通じて、モデル商店街及び商店街人材の商店街活性化の実践的なノウハウ習得と、商店街人材間の交流促進による事業終了後も続くネットワーク構築を図る。

2. 委託業務の内容

(1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行

本事業の目的達成に必要な年間プログラムやスケジュールを企画・立案し、委託者と協議のうえ実行すること。なお、事業の確実な進捗を図るために、事業報告会は令和7年2月3日（月）までに開催することを前提に業務全体のスケジュールを組み立てること。

(2) 商店街人材の募集及び選考

ケーススタディに、長崎県内全域から意欲ある人材の参画を促すため、自身が有するネットワーク等も活用のうえ、効果的な周知を実施すること。

① 周知活動

ケーススタディに商店街人材の参加を促すためのチラシを作成すること。また、チラシのデザインについては、より多くの商店街人材の興味を引くように留意すること。加えて、本チラシを活用し、SNS等で周知を行うこと。

② 商店街人材の選考

2(2)①を通じて、ケーススタディへの参加を希望した商店街人材の取り纏めを行い、委託者と協議のうえケーススタディに参加する人材を選考すること。なお、参加する商店

街人材の数は20名を目安とすること。

(3) ケーススタディの実施

各モデル商店街において、以下のケーススタディを実施すること。加えて、ケーススタディの実施に当たっては、モデル商店街の計画立案や既存の計画のブラッシュアップ、モデル商店街の活性化に繋がるアイデア創出、商店街人材の商店街における今後の活動プラン明確化に繋がるなど、商店街活性化における実践的なノウハウ習得に繋がるような工夫を施すこと。なお、各回の開催時間を2時間から3時間程度とすること。

① キックオフミーティングの企画・運営

モデル商店街の関係者と商店街人材のマッチング及び今後のケーススタディの方向性等を協議するためのキックオフミーティングを1回開催すること。

② 実践者の話を聞くセミナーの企画・運営

商店街活性化に取り組む実践者を講師として招き、商店街で取り組む事業や、そこに至るまでの苦労や、やりがいを話してもらうセミナーを2回開催すること。なお、実践者の話を聞いたあとに商店街人材同士でディスカッションする時間を設けるなど、商店街人材の意識醸成及び優良事例実践に繋がるような工夫を施すこと。

③ ワークショップの企画・運営

モデル商店街が希望するテーマについて、商店街人材がアイデアを出し合うワークショップを3回開催すること。また、開催に当たっては、商店街人材から客観的な目線の意見や斬新なアイデアが出るよう、ファシリテーションの手法等を用いて活発かつ前向きな議論が行われるよう留意すること。

④ フィールドワークの企画・運営

商店街人材が実際に商店街を見て回り、自分が所属する商店街との比較等を通じて、モデル商店街の課題や魅力を整理するフィールドワークを1回開催すること。なお、2(3)③との同時開催等も適宜検討すること。

(4) モデル商店街構築に向けた活性化計画の策定支援

(3)③のワークショップのアイデア、(3)④のフィールドワークで整理した商店街の課題の解決策を織り込んだ活性化計画の策定支援を実施すること。

また、本計画に基づきイベント等を開催する場合は、実践支援を実施すること。

モデル商店街に対しては、他の商店街等の具体的な取組事例や活用可能な制度を示すなど、前向きな取組みにつながる情報提供を行い、計画の実践に係る具体的な行動を促すこと。

イベント等のモデル事業の実践については、アンケートなどによる効果検証を行うこと。

(5) 事業報告会の企画・運営

報告会の開催にかかる一切の業務(会場確保、日程調整、開催通知および周知、当日の運営、専門家への旅費・謝金の支払い、結果のとりまとめ等)を行うこと。

事業報告会は令和7年2月3日(月)までに開催すること。事業報告会においては、モデル商店街関係者の成果や今後の計画等を発表する時間と、ケーススタディに参画した商店街人材が商店街における今後の活動プランを発表する時間を設けること。具体的な開催日時、当日の開催形式については、委託者との協議により決定するが、長崎県内全域に幅広く参加を募り、モデル商店街の取組を波及させる機会となるとともに、商店街人材を中心としたネットワーク構築に繋がるよう留意すること。

(6) 以上の(1)～(5)及びその他本業務遂行にあたって必要な業務一式

本業務の実施にあたっては、委託者と綿密に協議のうえ進めることとする。アーカイブ動画を配信するなど、各回にやむを得ず参加できない商店街人材等に対しての対応も検討すること。

3. 事業推進マネージャー等の配置

受託者は、本委託業務の実施にあたり、業務を統括する事業推進マネージャー1名と、同マネージャーの指示のもと業務を行うサブマネージャー1名程度を選任し、業務を遂行すること。

事業推進マネージャーは、本業務を統括し、サブマネージャーへの指導・助言、マネジメントを行うものとし、他業務に優先して本業務に自ら直接あたるとともに、事業全体を把握し、事業の推進に努めるものとする。また、事業推進マネージャー等は、委託業務を着実に遂行できる人材とし、業務委託契約締結後、速やかに配置するものとする。なお、新規雇用による配置か既職員による配置かについては、原則受託者の判断による。また、本仕様に定めのない服務、給与、勤務形態関係は、原則として受託者の諸規定によるものとする。

4. 契約期間

契約日から令和7年2月10日(月)まで

5. 契約形態

契約形態は委託契約(請負型)とする。

6. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

7. 業務の報告

受託者は、業務に関する活動状況及び進捗状況について、委託者が必要と認めるときは、報告を行わなければならない。

8. 業務完了報告

(1) 令和7年2月10日(月)までに下記の書類を提出すること。

①業務完了報告書 1部

②実績報告書 4部及び電子データを格納したCD-R又はDVD-R1枚

(2) 納品場所

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階
長崎県中小企業団体中央会 商業振興課

9. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、事業者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た一切の事項について、業務中はもとより、業務完了後もこれを第三者に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

11. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を当該著作物の引き渡しの時に委託者に無償で譲渡すること。

12. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

13. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、本事業の目的を踏まえ、委託者と受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議すること。